

これから農地を借りる（買う）みなさんへ －「基本のルール」を紹介します－

農地を買うか借りる場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、市町村に申し出て利用権を設定する方法（農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業法）があります。

農地の売買・貸借には…

個人・法人とも
＜共通の要件＞があります。

＜共通の要件… 3項目＞

1

農地のすべてを
効率的に利用する
(営農計画が適切か、機械や技術
があるか等をチェックします)

2

一定の面積以上を
経営する
(各地域で10～50aの下限面積
が設定されています)

3

周辺の農地利用に
支障がない
(水利調整に参加するか、無農薬
栽培の地域で農薬を使用しない
か等をチェックします)

所有したい
(借りることも可能)

借りたい

農地を 所有する なら…

＜資格要件＞が必要です。(この要件は、個人と法人で異なります)

＜個人の資格要件… 1項目＞

1 必要な農作業に常時従事する

＜法人の資格要件（＝農地所有適格法人の要件）… 4項目＞

- 1 法人形態… 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社に限る
- 2 事業内容… 売上高の過半が農業（＝主たる事業が農業）
- 3 構 成 員… 農業関係者が株式（＝総議決権）の過半を保有
- 4 役 員… 取締役（理事）の過半が農業に常時従事し、その1人が農作業に従事

※「資格要件」がある個人・法人は、農地を所有すること、または借りることが、どちらも可能です。

農地を 借りる だけなら…

＜資格要件＞は不要です。

＜追加の要件… 2項目（法人は3項目）＞

- 1 貸借契約に解除条件が付いている
(農地を適切に利用しない場合に契約を解除することが条件です)
- 2 地域で適切な役割分担を行う
(集落での話しあいへの参加、農道や水路の維持活動への参画などを含まます)
- 3 法人の場合、役員が1人以上農業に常時従事する
(農作業に限らず、経営や企画の業務でもOKです)

※ 農地を適正に利用しているか、毎年、農業委員会等がチェックします。

農地の権利を取得する手続きの詳細は、農地がある市町村の農業委員会
または下記の京都府農地相談センターまで御相談ください。

京都府農地相談センター（京都府農業会議）

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入ル丁子風呂町 104-2

京都府庁西別館 2F（京都府農業会議内）

TEL：075-441-3660 FAX：075-441-5742 URL：http://www.agr-k.com